

租税訴訟学会会員各位
実務家・研究者各位
報道関係者各位

租 税 訴 訟 学 会
会 長 山 田 二 郎
副会長 山 本 守 之
(研究・提言担当)

第 3 5 回研究会のご案内

当会の研究・提言部会では、次により第35回の研究会を開催しますので、是非ご参加ください。

記

1 日 時 2011年12月21日(水) 18:00~20:30

※前半が発表、後半が討論となります。

2 場 所 東京税理士会館2階 「大会議室」

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-10-6

TEL: 03-3356-4461

3 テーマ 「遡及立法合憲判決について」

—最判平23年9月22日、30日判決の検討—

注目されていた損益通算廃止立法の遡及適用について、最高裁は相次いで合憲の判断を下した。租税法律主義は、「『代表なくして課税なし』という近代憲法の基礎となった租税民主制の原則が現代国家においてもなお重要なものである」ことを示したものである。このような租税法律主義の本旨からは、改正内容を直前までひた隠しにした不意打ち又は闇討ち的な立法とその遡及適用は、とうてい許されるはずがないと考えられる。このような立場から、最高裁判決を検討し、今後の論議の出発点の一助になればと考える。

4 発表者 税理士 藤曲 武美 氏

5 参加費 資料代 1,000円(当日徴収)

6 共 催 東京弁護士会、第二東京弁護士会税法研究会、
日本税務会計学会(東京税理士会)

7 協 賛 第二東京弁護士会研修センター

以上

※事前申込は不要です。

※本研究会は、東京税理士会の会則研修です。